

## 別表1

## 開発行為許可申請関係書類（法第29条）

提出部数2部（正・副）

編冊順序	書類名	備考
1	開発行為許可申請書	省令第16条別記様式第二及び別記様式第二の二
2	設計説明書	自己居住用以外の場合に添付 細則様式第1号
	設計概要書	自己居住用の場合に添付 細則様式第2号
3	開発行為事前審査申請書の審査結果書の写し 上記審査結果についての経過書	
4	公共施設の管理者の同意書及び協議書	開発区域内に公共施設が存在しない場合は除く
5	新設する公共施設一覧表	細則様式第3号
6	従前の公共施設一覧表	細則様式第4号
7	開発区域内権利者一覧表	細則様式第5号
8	開発行為の施行の同意書	細則様式第6号 ※施行の妨げとなる権利を有する者の同意書
9	設計者の資格に関する申告書	細則様式第7号 ※開発区域の面積が1ha以上のものに限る
10	申請者の資力及び信用に関する申告書	細則様式第8号 非自己用及び1ha以上の自己用の場合
11	資金計画書	省令第16条別記様式第三 自己用の場合は除く
12	工事施行者の能力に関する申告書	細則様式第9号 非自己用及び1ha以上の自己用の場合
13	土地の登記簿謄本	開発区域全部について添付すること
14	宅地建物取引業の免許の写し	分譲を目的としたものに限る
15	添付図書一式	別表の添付図書作成要領のとおり
16	その他	市長が必要があると認めるもの

※ 「施行の妨げとなる権利」とは、当該開発域内の土地については、所有権、抵当権、賃借権、地上権、地役権、永小作権、質権、先取特権、留置権、仮登記をした所有権移転請求権などであり、建物その他の工作物については、所有権、抵当権、賃借権、質権、先取特権、留置権、仮登記をした所有権移転請求権などである。

## 別表2

## 開発行為協議申出関係書類(法第34条の2)

提出部数2部(正・副)

編冊順序	書類名	備考
1	開発行為協議申出書	細則様式第11号の2
2	設計説明書	細則様式第1号 自己居住用以外の場合に添付
3	開発行為事前審査申請書の審査結果書の写し 上記審査結果についての経過書	
4	公共施設の管理者の同意書及び協議書	開発区域内に公共施設が存在しない場合は除く
5	新設する公共施設一覧表	細則様式第3号
6	従前の公共施設一覧表	細則様式第4号
7	開発区域内権利者一覧表	細則様式第5号
8	開発行為の施行の同意書	細則様式第6号 ※施行の妨げとなる権利を有する者の同意書
9	設計者の資格に関する申告書	細則様式第7号 ※開発区域の面積が1ha以上のものに限る
10	土地の登記簿謄本	開発区域全部について添付すること
11	添付図書一式	別表の添付図書作成要領のとおり
12	その他	市長が必要があると認めるもの

※ 「施行の妨げとなる権利」とは、当該開発域内の土地については、所有権、抵当権、賃借権、地上権、地役権、永小作権、質権、先取特権、留置権、仮登記をした所有権移転請求権などであり、建物その他の工作物については、所有権、抵当権、賃借権、質権、先取特権、留置権、仮登記をした所有権移転請求権などである。

添付順序	図書の名称	縮 尺	明示すべき事項	備 考
1	開発区域位置図	1/50,000～ 1/25,000 以上	1 方位 2 地形 3 開発区域とその位置 4 排水先の河川への経路名称	1 国土地理院の地形図を準用すること
2	開発区域図	1/2,500 以上	1 方位 2 開発区域の境界(赤線で囲む) 3 市町村の区域内の町又は字界、都市計画区域界、その他、風致地区、県立自然公園、農用地、用途地域界等	1 小規模な開発では現況図と兼ねてもよい
【3】	現況図	1/2,500 以上	1 方位 【2】 地形 【3】 開発区域の境界(赤線で囲む) 【4】 開発区域内及び開発区域周辺の公共施設並びに樹木又は樹木の集団(高さ10m以上の健全な樹木又は高さ5mであって300㎡以上にわたり樹木の集団をなしているもの)及び切土、盛土を行う部分の表土の状況 5 開発区域外からの集水状況	【1】 等高線は2mの標高差を示すものであること 【2】 樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては、規模が1ha以上の開発行為について記載すること
【4】	公 図 写	公図どおり	1 方位 2 開発区域の境界(赤線で囲む) 3 市町村の区域内の町又は字の境界	1 表示範囲は開発区域及び開発区域周辺部とすること 2 法務局の公図を写すこと 3 公共用地は次によりうすく着色すること 公道(赤)、水路(青)、堤塘敷(薄墨)
【5】	土地利用計画図	1/1,000 以上	1 方位 【2】 開発区域の境界 【3】 公共施設の位置及び形状 【4】 予定建築物等の敷地の形状 【5】 敷地にかかる予定建築物等の用途 【6】 公益的施設の位置 【7】 樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状 8 工区境 9 凡例	1 この図面は開発登録簿の図面として使用するので、明確に標示すること 2 予定建築物等の用途は住宅、共同住宅、店舗、〇〇工場等と具体的に各敷地毎に記入すること
【6】	造成計画平面図	1/1,000 以上	1 方位 【2】 開発区域の境界 【3】 切土又は盛土をする土地の部分 【4】 かけ又は擁壁の位置並びに道路の位置、形状、幅員、及び勾配 5 縦横断線の位置、記号 6 地形(等高線等) 7 工区境 8 宅地の計画高 9 凡例	【1】 切盛の別を 切土(黄)、盛土(赤)にてうすく着色また表土の復元等の措置を講ずるものがあるときはその部分を(茶)で着色のこと 2 等高線は細線で標示すること 3 平坦地で小規模開発の場合は排水計画平面図を兼ねてもよい
【7】	造成計画断面図	1/1,000 以上	1 造成計画平面図の5にあたる記号 【2】 切土又は盛土をする前後の地盤面 3 地盤高、計画高 4 切土又は盛土の色別	【1】 高低差の著しい箇所について作成すること

(A判で製本すること。)

添付順序	図書の名称	縮 尺	明示すべき事項	備 考
【8】	排水施設 計画平面図	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>【1】 排水区域の区域界</li> <li>【2】 排水施設の位置、種類、材料、形状、内 り寸法勾配、水の流れの方向</li> <li>【3】 吐口の位置及び放流先の名称</li> <li>4 排水施設の記号</li> <li>5 集水系統ブロック別の色分け及び記号</li> <li>6 放流先水路までの形状、寸法</li> <li>7 終末処理場を設ける場合はその位置形状</li> <li>8 凡例</li> </ul>	
【9】	給水施設 計画平面図	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>【1】 給水施設の位置、形状、内り寸法</li> <li>【2】 取水方法</li> <li>【3】 消火栓の位置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【1】 排水施設計画平面図にまとめて図 示してもよい</li> <li>※ 自己の居住の用に供するものは除く</li> </ul>
【10】	がけ擁壁の 断面図	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>【1】 がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類 が2層以上のときは、各々の土質及びその 地層の厚さ）</li> <li>2 がけ面保護の方法</li> <li>3 擁壁の寸法及び勾配</li> <li>4 擁壁の材料の種類及び寸法</li> <li>5 裏込コンクリートの寸法</li> <li>6 透水層の位置及び寸法</li> <li>7 擁壁を設置する前後の地盤面</li> <li>8 水抜穴の材料、寸法、間隔</li> <li>9 基礎地盤の土質</li> <li>10 基礎工（基礎くい等）の位置材料、寸法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【1】 切土をした土地の部分に生ずる高 さが2mを超えるがけ、盛土をした 土地の部分に生ずる高さが1mを超 えるがけ又は切土と盛土を同時に施 工した土地の部分に生ずる高さが2 mを超えるがけについて作成するこ と</li> </ul>
【11】	求 積 図	1/500 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 既存及び新設公共施設の求積図 (各々一連番号を付し協議書同意書の番号と 一致させる)</li> <li>2 開発区域内全体の求積表</li> <li>3 一宅地の求積表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 求積は実測によること</li> <li>2 求積方法は座標求積とし、求積表 を明示すること</li> </ul>
1 2	道路縦断面図	縦 1/200 以上 横 1/500	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 幹線街路及び主要区画街路について添付 すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路記号（幅員別も含む）縦断曲 線等忘れず記入すること</li> </ul>
1 3	道路横断面図	1/100 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路中心線より左右各々路側構造物及び 宅地高（法面の場合は法肩又は法尻）が分 かる範囲までとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路種別ごとに添付すること</li> </ul>
1 4	道路断面構造図	1/50 以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 路面、路盤の詳細 (舗装構成も必ず記入のこと)</li> <li>2 道路側溝の位置形状、寸法</li> <li>3 雨水桝及び取付管の形状</li> <li>4 埋設管の位置及び人孔の形状 (点線で記入のこと)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 幅員、構造別に表示すること</li> </ul>
1 5	下水道縦断面図	縦 1/200 以上 横 1/500	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 人孔の種類、形状、位置</li> <li>2 人孔間隔</li> <li>3 排水渠の勾配、管径、土被り、管低高</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 道路縦断面図にまとめて表示しても よい</li> <li>2 下水道を設けない場合は、相当の 排水施設縦断面図を添付すること</li> </ul>

(A判で製本すること。)

添付順序	図書の名称	縮 尺	明示すべき事項	備 考
16	排水施設構造図	1/50 以上	1 排水施設構造詳細図、開渠、暗渠落差工、人孔、雨水桝、吐口等	
17	流末水路構造図	1/50 以上	1 放流先の水路、河川の構造詳細図常水面も記入のこと 2 放流口の排水施設の構造詳細図	1 遊水池等の場合はその構造とする
18	防災工事計画平面図	1/1,000 以上	1 方位 2 地形（等高線等） 3 防災施設の位置、形状、寸法、名称 4 段切位置 5 表土除去位置 6 ヘドロ除去位置、除去深さ 7 流土処理計画 8 工事中の雨水、排水経路 9 防災施設の設置時期及び期間 10 凡例	1 開発地が山地で大規模の場合に作成
19	防災施設構造図	1/100 以上	1 防災工事において設置される施設の詳細	1 山地で大規模のとき作成
20	その他の構造詳細図		1 終末処理施設・し尿処理施設を含むを設ける場合に終末処理施設設計図 2 消防水利施設として防火水槽を設ける場合防火水槽構造図 3 道路、水路、河川等に防護柵橋梁等の構造物を設ける場合その構造図 4 公園等に施設を設ける場合その構造図 5 その他必要と思われる構造図	1 し尿処理施設設計図は清掃法による衛生担当部局に提出認可を受けた図面と同一のものとする
21	構造計算書	A4判で製本すること	1 鉄筋コンクリート擁壁、重力式コンクリート擁壁、その他橋梁等の構造物について	
22	安定計算書	A4判で製本すること	1 擁壁で保護しないがけの安定計算等	
23	水理計算書	A4判で製本すること	1 排水施設、下水道施設、防災施設等の構造決定について	
24	土地調査書及び地盤改良計画図書	A4判で製本すること	1 軟弱地盤等を含む場合に添付	
【25】	建築物図面	1/200 程度	1 各階平面図及び立面図	1 建物の高さ、寸法、床面積等を記載すること

## 注意事項

- ※1 【 】付き数字は、都市計画法施行規則第16条及び、静岡市都市画法施行細則第2条の定めによる。
- ※2 提出された図面の修正は原則として認めないので注意してください。
- ※3 設計図面は、A4判の袋へ同一形状に折って収めて下さい。
- ※4 設計図書は、すべて設計者が記名捺印してください。
- ※5 設計図面は、他の図面と併用してもよいが、この場合、タイトはすべて記入してください。
- ※6 開発登録簿用提出図面：NO. 2、【4】、【5】、【6】、【11】及び確定平面図（【11】及び確定平面図は宅地分譲の場合必要）各1部

都市計画法施行令第60条 適合証明申請書添付図書作成要領

(A判で製本すること。)

添付順序	図書の名称	縮 尺	明示すべき事項	備 考
1	開発区域図	1/ 2500 以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 方位</li> <li>2 開発区域の境界 (赤線で囲む)</li> <li>3 市町の区域内の町又は字界、都市計画区域界、その他、風致地区、県立自然公園、農用地、用途地域界等</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 小規模な開発では現況図と兼ねてもよい</li> </ol>
2	公図写	公図どおり	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 方位</li> <li>2 開発区域の境界</li> <li>3 市町の区域内の町又は字の境界</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示範囲は開発区域及び開発区域周辺部とすること</li> <li>2 法務局の公図を写すこと</li> <li>3 公共用地は次によりうすく着色すること 公道 (赤)、水路 (青)、堤唐式 (薄墨)</li> </ol>
3	建築物等の配置図	1/ 200 以上		
4	建築物等各階平面図	1/ 200 以上		
5	2面以上の立面図	1/ 200 以上		